

別添 1

令和 6 年度舟形町役場庁舎・舟形町中央公民館LED化事業に関する仕様書

1. 目的 舟形町役場本庁舎及び舟形町中央公民館に設置されている照明器具は一部を除き、建築時に設置されたものであり、設置から相当期間経過し、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。また、この間、行政運営における環境負荷の低減の必要性や電気料金の値上げなどによる財政負担の増加などが課題となっていることから、公共施設等で広く導入されている、省エネルギー・長寿命のLED照明器具へ賃貸借契約により更新するもの。
2. 契約名 舟形町役場庁舎・舟形町中央公民館LED照明賃貸借契約
3. 契約期間 設置完了から120ヶ月
4. 履行場所

対象施設	住所
町役場本庁舎	山形県最上郡舟形町舟形 263
中央公民館	山形県最上郡舟形町舟形 126
5. 賃貸借物件 LED照明設備一式
6. 設置場所 各施設の平面図等による
※既設LED照明を除く、全数の既設照明を更新対象とすること。
※平面図は、必ずしも現地と一致するものではないため、留意すること。
※優先交渉権者決定後の現地調査の結果等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。
7. 設置期限 令和 7 年 2 月 28 日
8. LED照明設備仕様
 - (1) 照明器具及び光源 (LED) は、未使用品であること。
 - (2) 光源 (LED) 寿命 40,000 時間以上の製品であること。
 - (3) 照明器具は、施設用照明器具又は公共施設用照明器具の製造、販売実績及び山形県内の地方自治体において同種の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
 - (4) 照明器具のメーカーは一般社団法人公共建築協会に登録されていること。
 - (5) 対象施設の照明は、昼白色系 (色温度 5,000K) を基本とする。
 - (6) 照度は既存照明の性能照度と同等とすること。
 - (7) 製品の製造業者は、ISO9001・ISO14001 認証を取得していること。

- (8) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (9) 本事業は環境負荷低減を目的としており、設備更新にあたり省廃材による CO2 排出量の削減も考慮し、対象施設内の既設照明器具の再利用が可能な場合には、再利用が可能な機器を選定すること。

9. 工事仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、来庁者、町職員等の安全対策については当町の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。
- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載していない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編令和 6 年版／国土交通省大臣官房官庁営繕部」により補完すること。
- (7) 提出書類
 - ① 工事完了届
 - ② 工事写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
 - ③ 設置製品のカタログ、取扱説明書
 - ④ 撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類

10. 維持管理

- (1) 町からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行う。
- (2) 照明器具に関する町からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。
- (3) 町からの連絡受付体制を整備するものとし、町からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は 3 日以内（土日祝日及び休館日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- (4) 費用負担について
 - ① 事業者が費用負担する場合
 - ・ 本設備の製品として不具合による故障
 - ・ 本設備の取付け、施工不具合による故障
 - ・ 火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害
 - ② 当町が費用負担する場合
 - ・ 対象施設での清掃・設備保守等で町又は町の依頼による作業者の責による損害

・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害

③ 上記①及び②以外に起因する損害については町と事業者の協議によりその費用負担を決定する。

(5) 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

1 1. 所有権帰属

賃貸借契約終了後の対象物件一式の取扱いは賃借人と賃貸人が、契約期間満了の3ヶ月前を目途に協議して定めるものとする。

1 2. 保証期間

保証期間は、賃貸借契約開始から10年間とする。